

うきは市立図書館の設置及び管理に関する条例

(平成 20 年 12 月 24 日条例第 44 号)

改正 平成 24 年 3 月 26 日条例第 6 号 平成 25 年 12 月 27 日条例第 41 号

平成 31 年 3 月 20 日条例第 10 号

(設置)

第 1 条 市民の図書、資料又は情報に対する要求に応え、自由で公平な資料の提供を中心とする諸活動により、市民の生涯にわたる学習活動を積極的に支援するとともに、図書館を核として人々が集い、ふれあい、情報の発信や学習をすること、なごみ、楽しむことのできる住民の諸活動の情報交換の場として、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 10 条の規定に基づき、うきは市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
うきは市立図書館	うきは市浮羽町朝田 582 番地 1

2 図書館は、必要に応じて自動車文庫を置くことができる。

(管理)

第 3 条 図書館は、うきは市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(職員)

第 4 条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

(開館・利用時間等)

第 5 条 図書館の開館・利用時間及び休館日は、教育委員会が別に定める。

(図書館協議会)

第 6 条 法第 14 条の規定に基づき、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関として、うきは市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の組織)

第 7 条 協議会の委員(以下「委員」という。)は 7 人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

(委員の任期)

第 8 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれの委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第10条 協議会は会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の会議は、会長が議長となる。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(利用の許可)

第11条 別表に定める施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあると認められるとき。

(2) 図書館の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 営利を目的とするとき。

(4) 政治団体活動を目的とするとき。

(5) 他の利用者に著しく迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。

(6) 多数の者が集合し、氣勢をあげ、又はけん騒を引き起こすおそれがあると認められるとき。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条の規定により指定された暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、図書館の管理運営上支障があると認められるとき。

(利用の制限)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは施設及び図書館資料の利用の中止を命令することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は館長の指示した事項に違反したとき。

(2) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。

(3) 公益上必要と認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、図書館の管理運営上特に必要と認められるとき。

2 教育委員会は、教育委員会が前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において生じた利用者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第4号に該当する場合は、この限りでない。

(使用料)

第13条 利用者は、別表に定める使用料を利用許可のときに納付しなければならない。ただし、教育委員会が特に理由があると認めたときは、後納することができる。

(使用料の免除)

第14条 教育委員会が必要と認めたときは、別に定めるところにより使用料の全額又は一部を免除することができる。

(使用料の返還)

第15条 既に納付した使用料は、原則として返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 利用者の責任によらない理由により利用ができなくなったとき。

(2) 利用日の5日前までに利用者が利用の取りやめを申し出たとき。

(3) 第12条第1項第4号の規定により利用の許可を取り消され、又は利用の中止を命じられたとき。

(入場の制限)

第16条 教育委員会は、管理運営上支障があると認めたときは、入場を拒み、又は退場させることができる。

(権利の譲渡禁止等)

第17条 利用者は、施設の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第18条 利用者は、その利用が終わったとき、又は第12条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、利用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第19条 利用者は、図書館資料及び施設を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 26 日条例第 6 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 27 日条例第 41 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 20 日条例第 10 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のうきは市立図書館の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後に許可を受けた利用に係る使用料について適用し、施行日前に許可を受けた利用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第 11・13 条関係)

使用料(1 時間当たり)

区分	使用料		冷暖房料	
	市内のものが利用する場合	市外のものが利用する場合	市内のものが利用する場合	市外のものが利用する場合
大会議室	370 円	550 円	160 円	240 円
小会議室	120 円	180 円	110 円	160 円
オープンギャラリー	250 円	370 円		
創作室	250 円	370 円	110 円	160 円
小ホール	750 円	1120 円	620 円	930 円

備考

- 1 利用時間に 1 時間未満の端数がある場合は、1 時間とみなす。
- 2 「市外のもの」とは、本市に居住する者又は本市に主たる活動拠点を有する団体以外のものをいう。
- 3 使用料については、消費税及び地方消費税を含むものとする。